

平成22年度から

市街化区域全域に

都市計画税が課税されます

平成17年の筑西市合併に伴う協定により、旧関城町・旧明野町・旧協和町の都市計画税については平成21年度まで課税が免除されてきました。

平成22年度からはこの免除期間が終了するため、旧3町の市街化区域にも都市計画税が課税されることとなります。税率は、0.3%から0.23%に引き下げられ、市内の市街化区域全域が均一課税となります。

都市計画税とは？

都市計画税とは、住み良いまちづくりのための都市計画事業または土地地区画整理事業に要する費用にあてる目的税です。

これらの事業を実施するためには多額の費用が必要です。これまでの整備事業に要した費用の償還や、今後の都市基盤整備を円滑に進めるために必要な費用について、その一部をご負担いただくために都市計画税を課税します。

課税の対象となるのは？

市街化区域に所在する土地及び家屋です。新たに課税される区域は次の通りです。

旧関城町：関本地区と黒子地区の市街化区域及び工業団地
旧明野町：海老ヶ島地区と村田地区の市街化区域及び工業団地
旧協和町：新治・門井地区の市街化区域

都市計画税は誰が納めるのですか？

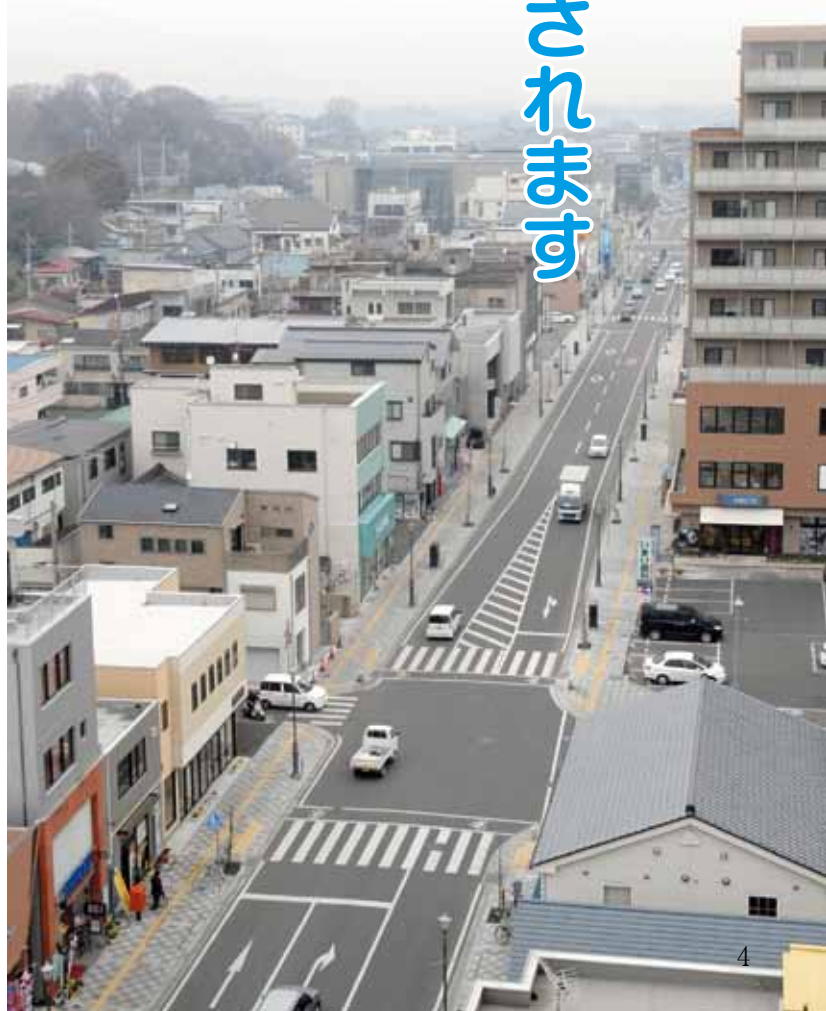
毎年1月1日の賦課期日現在において、都市計画法による市街化区域内に土地や家屋を所有している人が納税義務者となります。

ただし、固定資産税が課税されていない人は、都市計画税も課税されません。納税通知書は固定資産税と一緒になっていますので、あわせて納めていただくこととなります。

税率と税額の計算方法

税率は、これまでの0.3%から0.23%に引き下げになります。税額は、固定資産税と同じく、土地・家屋の評価額を基礎として課税標準額を決定し、これに税率を乗じて算出します。

ただし、住宅用の土地については固定資産税と同様その税負担を軽減する必要から、その面積によって課税標準額の特例措置があります。(詳しくは左ページに記載)



4月1日から 市役所組織の再編により 窓口が一部移転します。

市では、新たなまちづくりに向けた、さまざまな事業を円滑に遂行するため、4月1日から組織を再編します。これにともない、市役所の窓口が一部移転しますので、ご理解をお願いします。

スピカビル活用推進課

【スピカビルの民間活用の推進】

移転前 ⇨⇨

スピカ分庁舎4階

移転後

本庁舎3階

☎ 24-2111 (代表)

市民協働課

【男女共同参画・市民協働のまちづくり推進】

移転前 ⇨⇨

本庁舎3階

移転後

**地域交流センター
(アルテリオ) 2階**

☎ 23-1600

水田農業振興課

【米等の生産調整、流通】

移転前 ⇨⇨

旧 JA 北つくば
養蚕支店

移転後

**スピカ分庁舎
3階**

☎ 23-1800

消費生活センター

【商品購入等消費生活に関する苦情相談】

移転前 ⇨⇨

スピカ分庁舎3階

移転後

**本庁舎
北側事務所**

☎ 21-0745

税率が引き下げられます

改正前の税率	
下館地区	0.3%
関城地区	課税免除
明野地区	課税免除
協和地区	課税免除



改正後の税率
0.23% 市内均一課税

住宅用地の課税標準額の特例

小規模住宅用地 (200㎡以下の住宅用地)

評価額 × 1/3 = 課税標準額

(固定資産税の場合は 1/6)

その他の住宅用地 (200㎡を超える部分の住宅用地)

評価額 × 2/3 = 課税標準額

(固定資産税の場合は 1/3)

全国と県内の課税状況

全国5万人以上 50万人未満の市 (510市)

課税している	課税していない
403市 79%	107市 21%

茨城県内の市 (30市)

課税している	課税していない
20市 66.7%	10市 33.3%

平成 21 年 4 月 1 日現在

▶ 税率の採用状況

全国5万人以上 50万人未満の市 (403市)

税率%	0.2 未満	0.2	0.21 ~ 0.25	0.26 ~ 0.29	0.3
内訳数	19	107	45	17	215
構成比	4.7%	26.6%	11.2%	4.2%	53.3%

問い合わせ 総務課人事グループ 内線 3 2 3

問い合わせ 資産税課 内線 4 1 2、4 2 0